

足利市産業振興貢献企業表彰要綱

制定	昭和 5 6 年 9 月 8 日
改正	昭和 5 9 年 4 月 1 日
	昭和 6 2 年 4 月 1 日
	平成 2 年 5 月 1 日
	平成 8 年 6 月 1 日
	平成 1 2 年 4 月 1 日
	平成 1 2 年 9 月 1 日
	平成 1 5 年 4 月 1 日
	平成 2 0 年 4 月 1 日
	平成 2 2 年 4 月 1 日
	平成 2 5 年 4 月 1 日
	平成 2 6 年 4 月 1 日
	平成 3 0 年 4 月 1 日
	令和 3 年 4 月 1 日
	令和 6 年 5 月 1 日
	令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市内で製造業を営む企業との取引を通じて、本市の産業振興に貢献したと認められる市外企業を表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市内企業 本社の所在地が本市の区域内にあって、製造業を営む、市税に滞納のない企業をいう。
- (2) 市外企業 本社の所在地が本市の区域外にある企業をいう。
- (3) 製造業 日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 405 号）（以下「産業分類」という。）で、大分類の製造業に属する製品の製造・加工を行うものをいう。
- (4) 軽工業 産業分類で、製造業に属する中分類の番号が 0 9 から 1 5 まで、1 8 から 2 1 まで及び 3 2 に属するものをいう。
- (5) 重化学工業 産業分類で、製造業に属する中分類の番号が 1 6、1 7 及び 2 2 から 3 1 までに属するものをいう。

(表彰の種類)

第 3 条 表彰の種類は、一般表彰及び特別表彰とする。

(一般表彰)

第 4 条 一般表彰は、次の各号のいずれかに該当する市外企業に対して行うものとする。

- (1) 1 の市内企業と、直近の 3 事業年度における継続した取引があり、かつ、当該市内企業に対するその間の 1 事業年度あたりの平均取引額が、軽工業にあっては 3 千万円以上、重化学工業にあっては 1 億円以上である市外企業
 - (2) 2 以上の市内企業と、直近の 3 事業年度における継続した取引があり、かつ、これらの市内企業に対するその間の 1 事業年度あたりの平均取引額の合計が、軽工業にあっては 4 千 5 百万円以上、重化学工業にあっては 1 億 5 千万円以上である市外企業
- 2 一般表彰を受賞した市外企業は、表彰を受けた年を含め 3 年間は一般表彰を受賞することができないものとする。ただし、市内企業と市外企業との組合せが異なる場合は、この限りではない。

(特別表彰)

第5条 特別表彰は、前条に規定する基準を満たすもののうち、次の各号のいずれにも該当する市外企業に対して行うものとする。

(1) 当該市外企業が初めて一般表彰を受けた年から数えて10年目以降であること。

(2) 当該市外企業を申告する市内企業との取引が前号に規定する期間継続して行われ、かつ、当該期間の平均取引額が当該市外企業を申告する市内企業の数に応じ、それぞれ前条第1項第1号又は第2号に規定する基準を満たしていること。

2 特別表彰は、重ねてこれを行わない。ただし、市内企業と市外企業との組合せが異なる場合は、この限りではない。

(取引の特例)

第6条 取引中に加工賃取引（他者から支給された原材料によって製造し、また、他者の所有する製品を加工して受け取った加工賃による取引をいう。）がある場合は、当該加工賃取引額に3を乗じて得た額を取引額とみなすものとする。

2 市内企業の取引相手の市外企業が、当該市内企業と資本系列、役員構成及び経営協力等からみて、相互に系列会社、傍系会社等の関係にある企業、又は取引の実態からみて仲介的存在と認められるときは、当該市外企業を除外して取り扱うものとする。

(表彰の方法)

第7条 一般表彰は、足利市産業振興貢献企業賞及び記念品を贈呈して行うものとする。

2 特別表彰は、足利市産業振興貢献企業特別賞及び記念品を贈呈して行うものとする。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年1回行うものとする。

(市外企業の申告)

第9条 市内企業は、毎年5月1日現在において、第4条又は第5条に規定する表彰の基準に該当する市外企業を足利市産業振興貢献企業申告書（別記様式）により、市長に申告するものとする。

2 同一年度に2以上の市内企業から同一の市外企業に対する申告があった場合は、複数の市内企業からの共同申告とみなすものとする。

(申告企業の調査)

第10条 市長は、職員を以て申告のあった市内企業等について調査させるものとし、市内企業及びその関係企業は、これに応じるものとする。

(表彰企業の決定)

第11条 表彰企業の決定は、市長が足利市中小企業対策審議会の意見を求めて行うものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第12条 市長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる場合については、足利市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和4年足利市条例第19号）及び足利市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和4年足利市規則第35号）の例による。

(細目)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

足利市産業振興貢献企業申告書

足 利 市 長 あて

住所
企業名
代表者職氏名

足利市産業振興貢献企業表彰要綱に基づき、表彰対象企業として下記のとおり申告します。
また、自企業の市税の納税状況について、市が調査することに同意します。

記

1. 取引先企業の概要

(ふりがな) 取引先企業名				代表者職氏名		
本社所在地				電話番号		
取 引 品 目						
取引状況（直近 3 事業年度の実績）						
取引額 期 間	売買による 取引額 (A)	加工賃による 取引額 (B)	加工賃取引額 (B) × 3 (C)	合 計 (A) + (C) の額	自企業の総取引額 (加工賃取引額も含む。)	
年 月 ～ 年 月	千円	千円	千円	千円	千円	
年 月 ～ 年 月						
年 月 ～ 年 月						
3 事業年度の平均取引額				千円		
自企業との関係				取引年数	年	
直接の受注先 (本社と直接取引 の場合は記入し ないでくださ い。)	支店・支社 工 場 名			代 表 者 職 氏 名		
	所 在 地			電 話 番 号		

※市記入欄	一 般 ・ 特 別	初回表彰年 年	直近表彰年 年
-------	-----------	---------	---------

2. 自企業の概要

(ふりがな) 企 業 名		代表者職氏名		
所 在 地	足利市	電 話 番 号		
業 種		資 本 金		
従 業 員 数		担当者職氏名		
企 業 形 態 の 変 遷				営 業 年 数
	法 人 組 織 名		法 人 組 織 名	年
年 月	個人開業・合名・合資・有限・株式	年 月	合名・合資・有限・株式	
年 月	合名・合資・有限・株式	年 月	合名・合資・有限・株式	

(注) 1 表彰基準に該当する取引先企業が複数社ある場合、申告書は、該当企業ごとに作成し、提出してください。

(注) 2 申告企業は、懇談会の経費について、一部負担金があります。